

第1回 熊本市教育行政審議会 次第

令和7年（2025年）9月9日（火）9：30～12：30

熊本市教育センター4階 大研修室

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 教育長挨拶
- 4 委員紹介
- 5 会長選出
- 6 諮 問
- 7 審 議
 - （1）教育行政審議会について
 - （2）審議の様子の公開・非公開について
 - （3）全国と熊本市のいじめの認知件数及び重大事態の発生件数
 - （4）国と熊本市の動向
 - （5）今後のスケジュール
 - （6）意見交換
- 8 報 告
 - 答申の進捗管理について
- 9 諸 連 絡
- 10 閉 会

第1回 熊本市教育行政審議会 座席表

日時:令和7年(2025年)9月9日(火)9:30~

場所:熊本市教育センター 4階 大研修室

会 長

日本体育大学大学院体育科学研究科教授
南部 さおり 委員

熊本大学名誉教授
吉田 道雄 委員

弁護士
村田 晃一 委員

教育ジャーナリスト
星槎大学客員教授
中西 茂 委員

熊本市立北部中学校長
打出 敬 委員

※オンライン参加
兵庫教育大学大学院学校教育
研究科教授/弁護士
神内 聡 委員

熊本学園大学社会福祉学部教授
子ども家庭福祉学科長
出川 聖尚子 委員

日本大学文理学部教授
末冨 芳 委員

熊本市教育委員
村田 槇 委員

臨床心理士/スクールカウンセラー
江崎 百美子 委員

保護者
西村 則子 委員

熊本市立高橋小学校長
西 崇伯 委員

報道関係者(報道カメラエリア)・傍聴席

(事務局)

熊本市教育行政審議会委員

	区分	氏名	所属団体・役職等
1	学識経験者	出川 聖尚子	熊本学園大学社会福祉学部教授・子ども家庭福祉学科長
2	学識経験者	南部 さおり	日本体育大学大学院体育科学研究科教授
3	学識経験者	末富 芳	日本大学文理学部教授
4	学識経験者	神内 聡	兵庫教育大学大学院学校教育研究科教授 弁護士
5	学識経験者	吉田 道雄	熊本大学名誉教授 熊本市いじめ防止等対策委員
6	地方教育行政関係者	村田 楨	熊本市教育委員
7	法曹関係者	村田 晃一	弁護士
8	医療福祉関係者	江崎 百美子	臨床心理士 スクールカウンセラー
9	報道関係者	中西 茂	教育ジャーナリスト 星槎大学客員教授
10	保護者	西村 則子	保護者
11	教職員	打出 敬	熊本市立北部中学校長
12	教職員	西 崇伯	熊本市立高橋小学校長

【委員の任期】令和7年(2025年)7月1日～令和9年(2027年)3月31日
11・12に関しては令和7年(2025年)8月1日～令和9年(2027年)3月31日

第1回 教育行政審議会資料

令和7年（2025年）9月9日（火）
熊本市教育委員会事務局

- （1）教育行政審議会について
- （2）審議の様子公開・非公開について
- （3）全国と熊本市のいじめの認知件数及び重大事態の発生件数
- （4）国と熊本市の動向
- （5）今後のスケジュール

【参考資料】

- （1）「いじめ防止対策推進法」
- （2）「いじめ防止等のための基本的な方針」
- （3）「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」
- （4）「熊本市いじめ防止等基本方針」
- （5）新旧対照表（熊本市いじめ防止基本方針）
- （6）いじめ重大事態対応フロー図
- （7）R7いじめ・長期欠席対策ハンドブック

(1) 教育行政審議会について

1 審議会の位置付け

熊本市附属機関設置条例に基づき、本市の教育行政の在り方に関し、教育長からの諮問事項について、必要な事項を審議する教育委員会の附属機関

2 委員の構成及び任期

学識経験者、地方教育行政関係者、法曹関係者、医療福祉関係者、報道関係者、保護者、教職員から12名

【任期】 令和7年（2025年）7月1日～令和9年（2027年）3月31日
令和7年（2025年）8月1日～令和9年（2027年）3月31日

(2) 審議の様子の公開・非公開について

熊本市教育行政審議会における公開等について

会議は原則公開とする。会議の公開は、会議当日の傍聴、資料・議事録をHPに掲載することによって行う。非公開事由に該当する協議を行う場合、一部非公開の時間を設ける。

非公開事由とは、個人に関する情報を保護する必要がある場合。または特定の個人等にかかわる専門的事項を審議するため、公開すると外部からの圧力や干渉等の影響を受けること等により、率直な意見の交換が損なわれるおそれがある場合をいう。

（参考）

熊本市教育行政審議会運営要綱

（会議の公開）

第7条 会議は公開とする。ただし、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）第7条に掲げる情報に該当する情報について審議を行うとき、又は委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で公開が不適当と議決されたときは、これを公開しないことができる。

熊本市情報公開条例

（不開示情報）

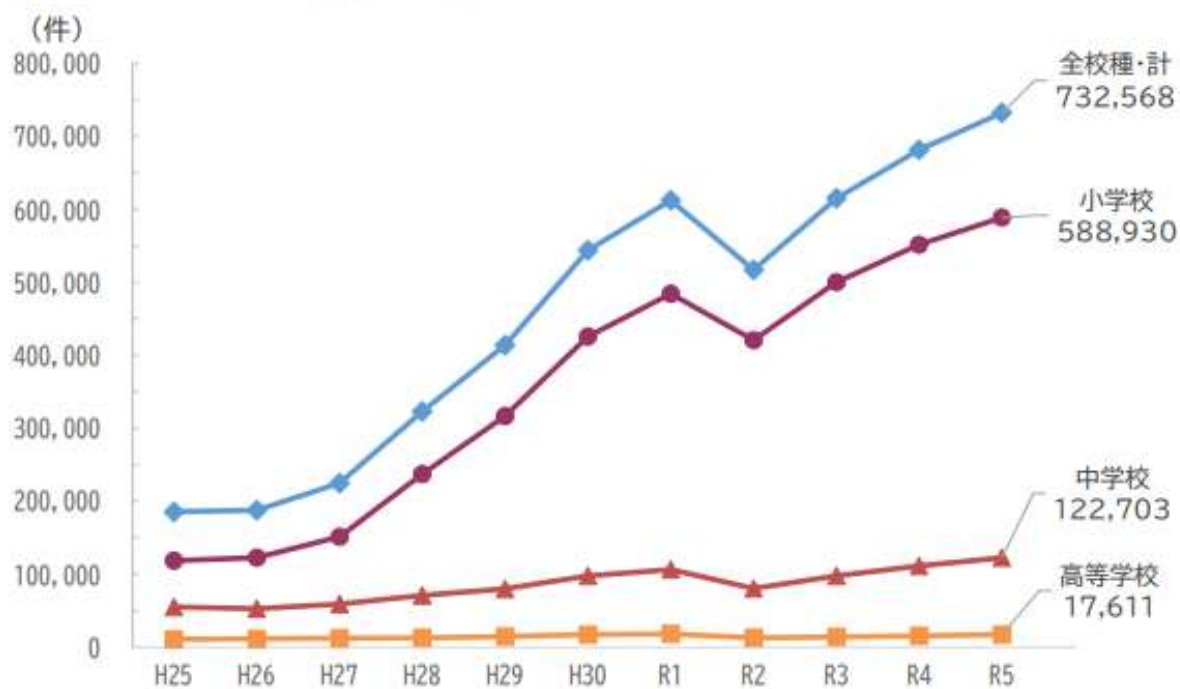
第7条 次に掲げる情報は、開示してはならない。

(2) 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

(6) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。

(3) いじめの認知件数

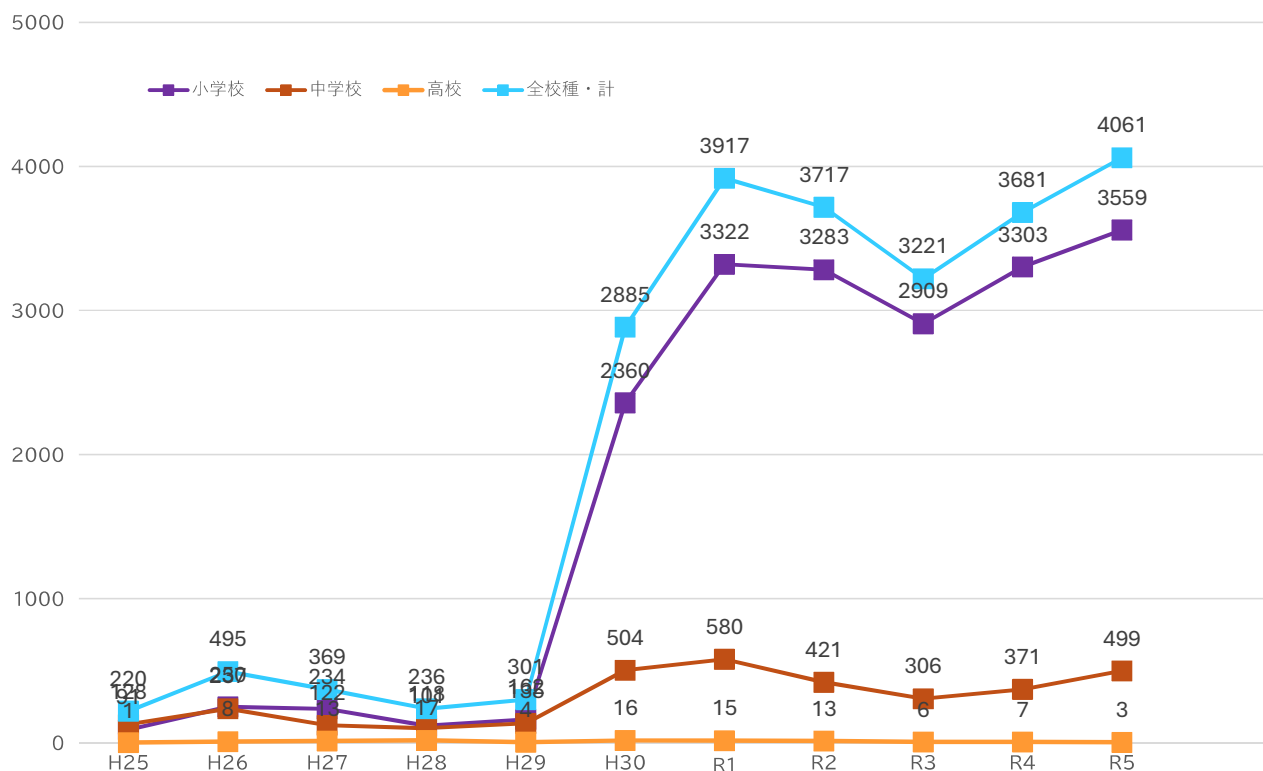
いじめ防止対策推進法第2条第1項に規定する「いじめ」の認知件数（全国）



出典：令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要より

(3) いじめの認知件数

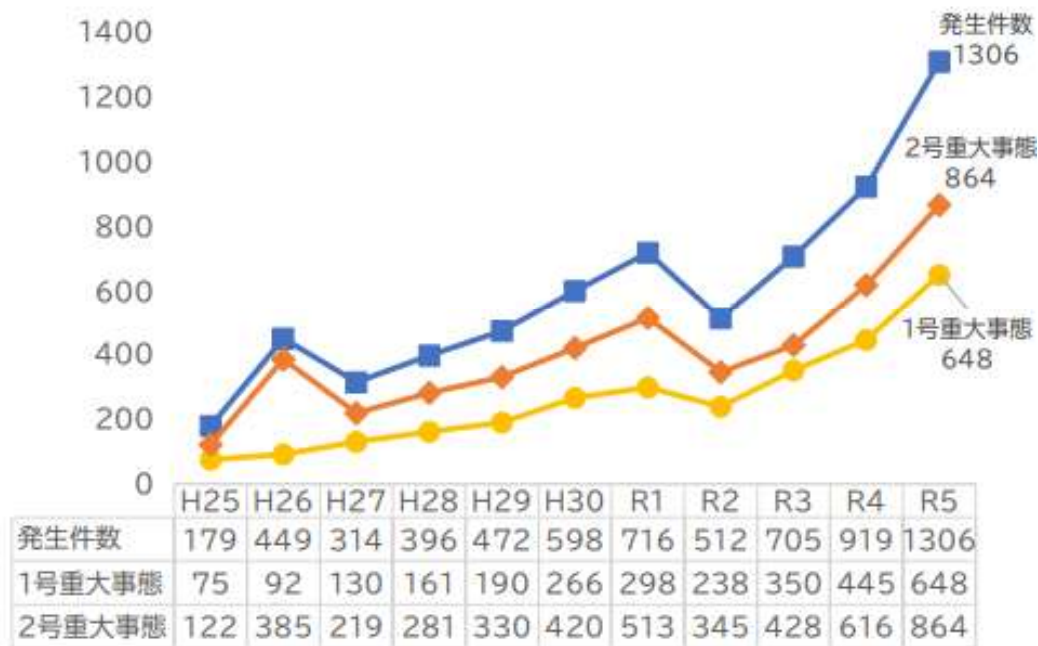
いじめ防止対策推進法第2条第1項に規定する「いじめ」の認知件数（熊本市）



出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果より

(3) 重大事態の発生件数

いじめ防止対策推進法28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数（全国）



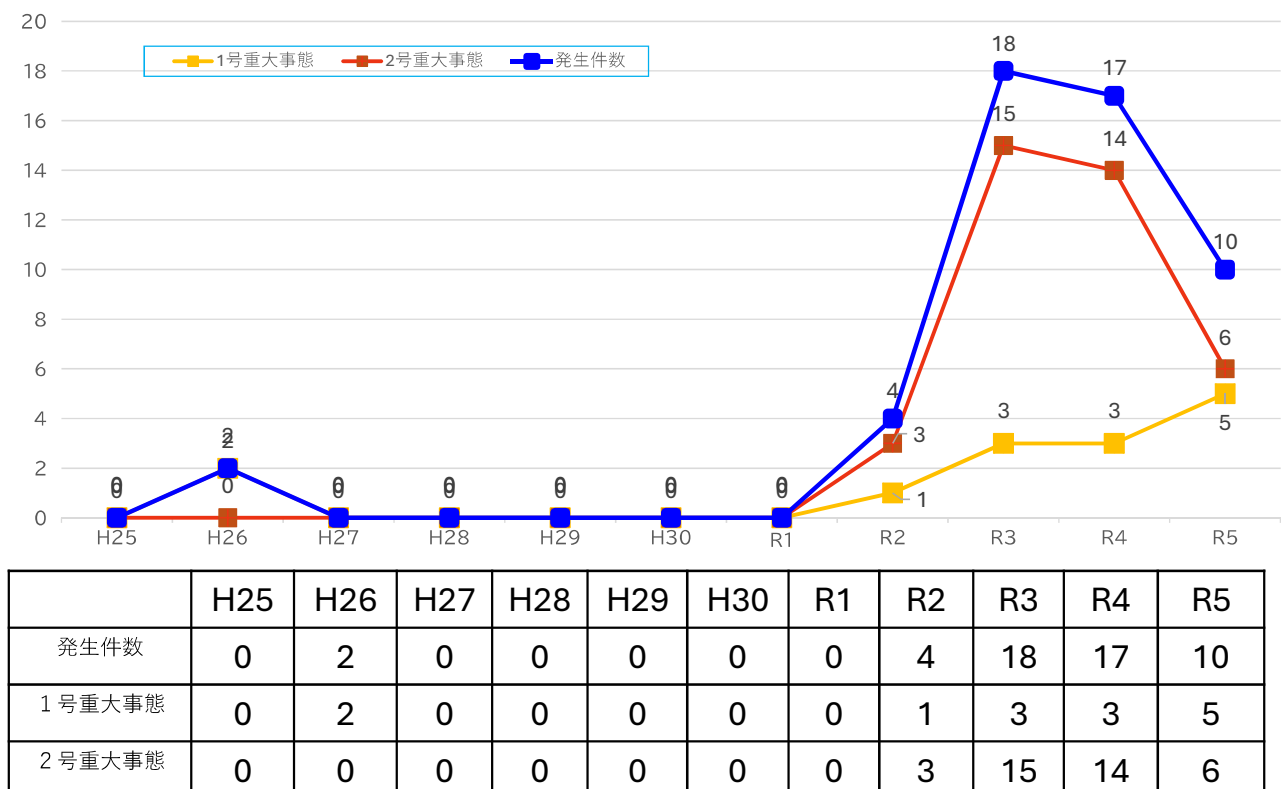
※ いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処するために調査を行うものとして規定されており、当該調査を行った件数を把握したものを。

※ 1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

出典：令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要より

(3) 重大事態の発生件数

いじめ防止対策推進法28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数（熊本市）



出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果より

(4) 国の動向

「いじめ防止対策推進法」

○平成25（2013）年9月施行

「いじめ防止等のための基本的な方針」

「いじめ防止対策推進法」に基づき、文部科学大臣がいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定

○平成25（2013）年10月策定

○平成29（2017）年3月改定

「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」

いじめ防止対策協議会から重大事態の調査の進め方についてガイドラインを作成するよう提言があったため、文部科学省が基本方針を改定するとともに、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインを作成

○平成29（2017）年3月作成

○令和6（2024）年8月改訂

(4) 熊本市の動向

「熊本市いじめ防止基本方針」

「いじめ防止対策推進法」に基づき、本市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定

○平成26（2014）年3月策定

○平成30（2018）年1月改定

・平成29（2017）年3月「いじめ防止等のための基本的な方針」が改定されたため

○令和7（2025）年3月「熊本市いじめ防止等基本方針」へ改定

・令和6（2024）年8月「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が改訂されたため

*今回の改定で「熊本市いじめ防止等基本方針」に名称を変更したのは、いじめの防止だけでなく、いじめの早期発見及びいじめへの対処も明確にしたため

(5) 今後のスケジュール

熊本市教育行政審議会（令和7年度）			
令和7年	9月9日	第1回	諮問、国や本市の現状・課題、意見交換
	11月	第2回	検討項目の整理、事例検討
令和8年	1月26日	第3回	事例検討、グループ協議、まとめ
熊本市教育行政審議会（令和8年度）			
令和8年		第4回	答申作成に向けた意見交換
		第5回	答申案検討
		第6回	答申案検討
令和9年		手交式	答申手交式